

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社八木組	茨城県ひたちなか市西赤坂 3 9 9 6 - 1	0 2 - 0 1 4 8 7 6

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 2 年 12 月 16 日～令和 2 年 12 月 29 日（2 週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)八木組は, 茨城港湾事務所発注の直立消波ブロック製作工事において, 令和 2 年 8 月 2 7 日, 作業員への安全教育が不十分であるなど, 不適切な安全管理の措置により, 作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

(株)八木組が, 工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)別表第 1 第 8 号ウに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。 ア, イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき, 又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	2 週間以上 1 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)